

防災メモ（原子力災害用）

避難準備区域(UPZ)内にお住まいの方には、この概要版のほか、「十日町市地区別避難先等一覧」を合わせて配布しておりますので、原子力災害が発生した際にあわてずに行動できるよう自宅からの避難経路や避難先を確認し、下記のメモ欄に記入するなど活用してください。

また、避難準備区域(UPZ)外にお住まいの方も必要に応じて避難する可能性があります。その場合は、市が避難先などの指示を行いますので、まずは落ち着いてラジオや防災行政無線などから市の情報を入手して行動してください。

避難先(避難準備区域(UPZ)内にお住まいの方)

避難手段	避難バス乗合所	避難経路	避難経由所	避難所

家族・親戚などの連絡先

十日町市総務部 防災安全課
〒948-8501 新潟県十日町市千歳町3丁目3番地
電話：025-757-3197 FAX：025-752-2122

平成28年6月作成

十日町市 原子力災害に備えた避難計画 【概要版】

市では、東京電力柏崎刈羽原子力発電所において、万が一、原子力災害が発生した場合などに、市民の皆さんのが室内退避や避難などの防護措置を円滑に実施できるよう、「原子力災害に備えた避難計画」を策定しました。

この概要版は、原子力災害対策を実施すべき地域の範囲、屋内退避や避難を行う際の注意点などについてまとめたものです。ご家庭で目の届く場所に掲示するなど活用していただき、災害に備えてください。

原子力発電所からの距離で異なる対応

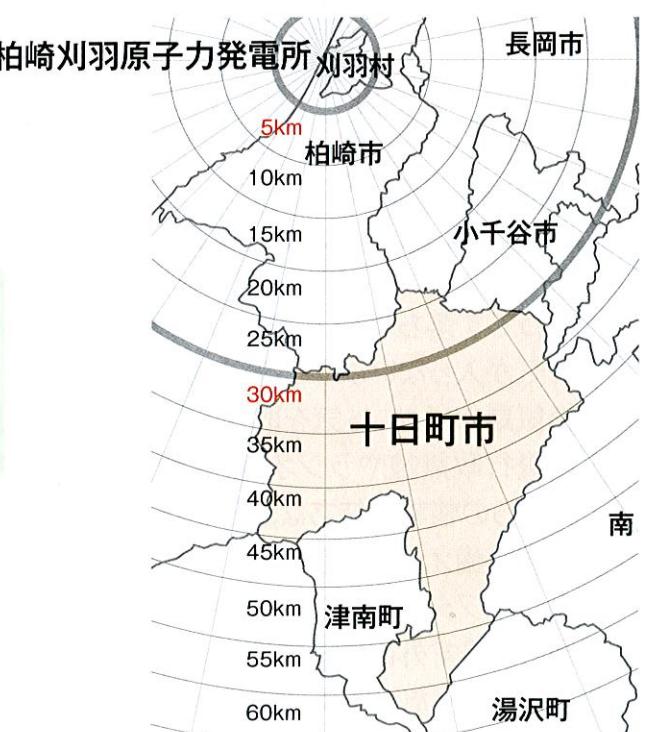
区域名	区域の範囲	基本の対応(防護措置)
即時避難区域(PAZ) ＜概ね5km圏＞	●柏崎市の一部と刈羽村 ※十日町市に該当地域なし	●放射性物質放出前に避難を実施
避難準備区域(UPZ) ＜概ね5~30km圏＞	●十日町地域：下条地区 ●川西地域：上野地区の一部、 橋地区、仙田地区 ●松代地域：峰方地区、山平地区 の各一部	<p>●まずは屋内退避</p> <p>●放射性物質放出後、放射線量の測定結果などを踏まえて避難が必要な区域を特定して一時移転・避難を実施</p> <p>●必要に応じて安定ヨウ素剤を服用</p>
避難準備区域(UPZ)外 ＜概ね30km超＞	●上記を除く全市域	<p>●必要に応じて屋内退避を実施</p> <p>●その後、避難準備区域(UPZ)における対応と同様に避難等を実施</p>

原子力災害対策を実施すべき地域の範囲

基本の行動

「まずは屋内退避」 を実施

放射線の測定結果などを踏まえて、
避難が必要な場合
「区域を特定して避難」
を実施



原子力災害から身を守るための行動のポイント

原子力災害で何よりも重要なことは、放射線・放射性物質から身を守ることです。

そのために覚えておいていただきたい行動のポイントは、「①正確な情報の入手」「②まずは屋内退避」

「③避難が必要な区域を特定して一時移転・避難を実施」の3つです。

身を守るために、普段から災害時にどのような行動が必要なのか知っておく必要があります。

①正確な情報の入手

- ・テレビ、ラジオなどから正確な情報を入手しましょう。
- ・緊急を要する電話以外は控えるようにしましょう。
- ・市がお知らせする情報に従って行動し、嘘やデマに惑わされないようにしましょう。
- ・不必要的外出を控え、指示があるまで自宅に待機しましょう。
- ・緊急告知ラジオ、十日町あんしんメールや広報車の情報に注意しましょう。

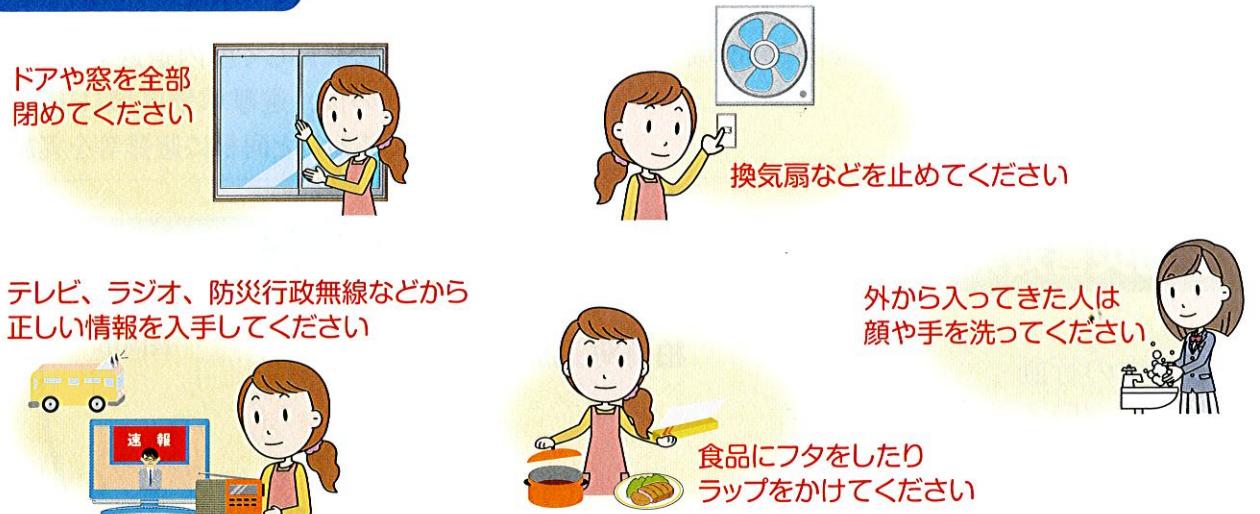
<市からお知らせする情報>

- ・事故等の状況
- ・放射線量の測定値
- ・屋内退避、避難の必要性の有無
- ・住民の皆さんにとっていただく行動
- など

②まずは屋内退避

- ・市は、事故の状況を見て、あらかじめ屋内退避準備情報を発表するとともに、原子力発電所から放射性物質が放出される前に**屋内退避を指示します**ので、あわてずに建物の中に入ってください。

屋内退避中のポイント



屋内退避チェックリスト

- あわてず落ち着いて、まずは建物の中に入る。
- 外気が入らないよう、ドアや窓を閉める。
- 換気扇のほか、外気を取り込む設備などを止める。
- 防災行政無線やラジオ、携帯電話などから新しい情報を入手する。
- 市からの情報を待ちながら、冷静に行動する。
- 避難に備え、非常持ち出し品を準備する。
- 食品はフタやラップをして冷蔵庫や戸棚に保管する。
- やむを得ず外出する場合は、長そで・長ズボン・帽子・マスク・手袋などを身につける。
- 外から帰ったときは、顔や手を洗い、うがいをする。

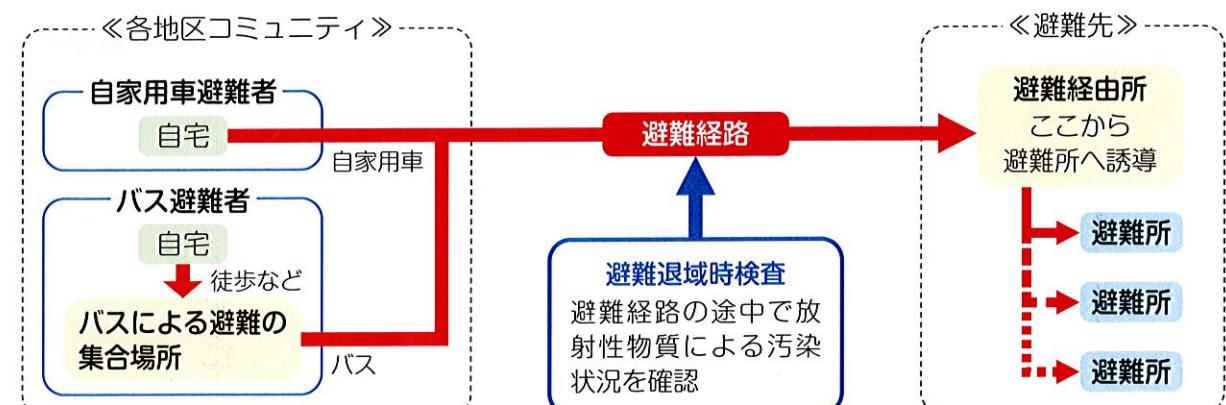
③避難が必要な区域を特定して一時移転・避難を実施

- ・事態が進行し、放射性物質の放出があった場合、放射線量の測定結果等を踏まえ、市は、**避難が必要な区域を特定し、その区域の住民に対して避難を指示します**。指定された区域の住民の方は、あわてずに避難してください。(避難が指示された区域以外の住民は屋内退避を継続してください。)

避難の流れ

市から避難指示があった場合、まずは市が指示する「避難経由所」を目指してください。その際の避難手段は、**自家用車での乗り合いを基本とし、自家用車での避難等が困難な方などは市が用意するバスで避難**してください。

また、避難経路上で、放射性物質の身体への付着がないかなどを確認するため、避難退域時検査を実施します。



「いざという時の持ち出し品」の例

●貴重品

- ・現金
- ・貯金通帳
- ・印鑑
- ・免許証
- ・保険証など

●最低限の生活用品

- ・衣類
- ・タオル
- ・洗面道具
- ・マスク
- ・帽子

●個人や家庭の事情に応じた品物

- ・持病の薬
- ・生理用品
- ・赤ちゃん用品(ミルク・オムツ・離乳食)など

●その他

- ・携帯電話及び充電器
- ・懐中電灯
- ・電池

【チェックポイント】

- ・持ち出し品は、避難のさまたげにならないように、リュックなどに入れてコンパクトにまとめましょう。
- ・自分やご家族の状況に応じて必要なものを準備しましょう。
- ・いざという時に備え、日ごろからすぐに持ち出せる場所に置いておきましょう。

避難チェックリスト

- 避難指示が出てから避難をする。
- 電気のブレーカーを落とし、ガスの元栓を閉めるなど火の始末を忘れずに行う。
- 貴重品や最小限の着替え、持病の薬など非常時持出品等を携行する。
- 近所で声をかけあう。
- 肌を露出しないよう長そで・長ズボン・帽子・マスク・手袋などを身につける。
- 戸締りを忘れずに行う。
- 原則、自家用車で避難する。
- できる限り、乗り合いを心がけて渋滞緩和に協力する。
- 自家用車で避難できない人は、市などが用意したバスなどで避難する。